

平成19年9月4日  
経済産業省

## 外国為替及び外国貿易法に基づく対内投資規制の見直しについて

「対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令」が平成19年9月4日に閣議決定されました。本政令は、「対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令」及び「対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」と併せて、9月7日に公布し、9月28日から施行する予定です。

今般の政省令告示改正は、外国為替及び外国貿易法に基づく対内投資規制について、①安全保障上重要な技術の流出を適切に防止する観点から輸出管理の対象となる先端素材や工作機械等の製造業を事前届出対象に追加するとともに、②連結子会社等が規制事業を行う場合を規制対象に追加するなど、最近の投資活動の変化を踏まえ対象取引の範囲の見直しを行う等を内容とするものです。

### 1. 規制見直しの目的

我が国は、国際ルールの枠内で、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、一部業種に限定して対内直接投資に対する規制（審査付事前届出制度）を行っています。

本規制は、平成3年の法律改正以降、既に16年間見直しを行っておらず、最近の国際的な投資活動の状況や、我が国を取り巻く安全保障環境の変化に十分対応していない恐れがありました。

我が国として、今後も積極的に対内直接投資を促進するためには、自由で開放的な投資環境を支える重要な制度基盤として、投資活動の活発化に伴い生じる諸課題に適切に対応するための規制枠組みの整備が必要となります。

特に、特定の外国投資家による対内直接投資を契機として、大量破壊兵器に関連する重要技術の流出や、我が国の防衛生産・技術基盤の棄損など、我が国の安全保障に重大な影響を及ぼす事態が生じることがあってはならず、こうした事態を適切に防止する観点から、今般、政省令告示改正によって所要の規制見直しを行うものです。

なお、今般の規制見直しについては、本年6月29日から7月29日までパブリック・コメントを行っております（結果は [こちら](#)）

<http://www.meti.go.jp/press/20070904001/toushiminaoshi-2.pdf> を御参照ください。

## 2. 事前届出業種の見直し

### (1) 安全保障上重要な技術の流出防止（告示改正）

特定の外国投資家による対内直接投資を契機として、大量破壊兵器等に転用し得る重要技術が海外に不法流出することを適切に防止するため、①輸出貿易管理令別表第一の二から四までの項に掲げる大量破壊兵器関連汎用品と、②輸出貿易管理令別表第一の五から十五の項までに掲げる通常兵器関連汎用品のうち特に機微性が高い一部製品の製造業を届出対象とします。

### (2) 防衛生産・技術基盤の維持（告示改正）

特定の外国投資家による対内直接投資を契機とした防衛生産・技術基盤の棄損を適切に防止するため、従来と同様に武器や航空機等の製造業や修理業を届出対象とします。また、武器や航空機等の製造用に特に設計した素材や部分品、製造装置等の製造業や、武器や航空機、人工衛星等を使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業を届出対象とします。

## 3. 対象取引の見直し

### (1) 規制対象に追加する取引類型

#### ① 連結子会社等において規制対象事業を行う場合の取扱い（政省令改正）

持株会社制度の解禁や会社再編法制の整備に伴い、規制対象事業を連結子会社等において実施する企業が増加していることを踏まえ、連結子会社等において規制対象事業を実施する場合を規制対象に追加します。

#### ② 株式取得者と特別の関係にある者の範囲の見直し（政令改正）

資本関係はない複数の投資家が共同して議決権を行使し企業経営に影響を及ぼす事例が増加していることを踏まえ、証券取引法に基づく大量保有報告制度を参考に、株式取得者と保有株式を合算して計算する「特別の関係」にある者の範囲に、共同して議決権の行使等を行うことに合意している者等を追加します。

**③ 外国における新株等の取得の取扱い（政令改正）**

企業による外国市場における株式や新株予約権の発行が増加していることを踏まえ、外国市場における新株等の取得を規制対象に追加します。

**(2) 規制対象から除外する取引類型**

**① 外国人議決権比率の高い上場会社の一部適用除外（政令改正）**

資本市場の国際化や株式持合の減少等に伴い、外国人保有議決権比率が上昇し「外国投資家」に該当する上場会社が増加していることを踏まえ、規制の必要性が低い上場会社を対象から除外する観点から、外国人議決権保有比率が50%以上の上場会社のうち、特定の外国投資家に10%以上発行済株式を保有されていないものを規制対象から除外します。

**② 貸付・私募債取得の一部適用除外（政省令改正）**

企業グループ内における貸付の増加等を踏まえ、経営支配権の取得と関連性の高い貸付及び私募債に規制対象を限定する観点から、貸付等の残高の合計額が企業の負債総額の50%超となる場合に限り貸付等を規制対象とします。

**③ 株式無償割当て及び取得条項付株式等の適用除外（省令改正）**

株式無償割当て（会社法第185条）や、株式会社が一定事由を条件として株式を取得しその対価として株式等を交付する取得条項付株式（同法第2条第19号）及び取得条項付新株予約権（同法第273条第1項）は、外国投資家の意思によらない株式取得であり、事前届出を行うことは制度上困難であるため、規制対象から除外します。

**4. 行政手続の見直し**

**(1) 報告徴求手続の整備（省令改正）**

本規制を適切に運用するためには、個別案件の審査過程等において、投資先企業の経営状況や製造製品の詳細情報、外国投資家の属性など、広範囲な情報の的確な収集が不可欠であることを踏まえ、外国投資家及びその関係者に対する報告徴求手続を導入します。

**(2) 届出様式の整備（省令改正）**

外国投資家により審査に必要な事項を適切に届出させる観点から、①投

資目的に関する事項、②投資家の属性に関する事項、③投資先企業（その連結子会社等を含む。）の行う事業等に関する事項について、届出様式における記載項目の整備を行います。

## 5. 今後の予定

### (1) 政省令告示改正の公布日及び施行日について

公 布 平成19年9月 7日

施 行 平成19年9月28日

### (2) 規制見直しに係る説明会の開催について

経済産業省では、今般の規制見直し内容の周知を図るため、本省及び地方経済産業局において説明会を開催します。詳細は [こちら](http://www.meti.go.jp/press/20070904001/toushiminaoshi-4.pdf) (<http://www.meti.go.jp/press/20070904001/toushiminaoshi-4.pdf>) を御参照ください。

以 上

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局通商金融・経済協力課

担当者：南部補佐、柴

電 話：03-3501-1511（内線 3151）

03-3501-1664（直通）